

政務活動費制度について

平成24年12月

議会運営委員会
政務活動費検討小委員会報告

目 次

1	検討の経緯	1
2	検討の内容	
(1)	地方自治法改正により制度化された政務活動費制度の確認	2
	ア 改正の内容	
	イ 改正の趣旨	
	ウ 府の現行の政務調査費制度や会派運営費制度と新たな政務活動費制度との関係	
(2)	現行の府の政務調査費制度の確認	4
	ア 政務調査費制度創設の趣旨	
	イ 府における政務調査費制度の制定・改正の経過	
(3)	現行の府の会派運営費制度の確認	6
	ア 会派の意義	
	イ 会派の運営に関する補助の必要性	
	ウ 現在の京都府議会会派運営費補助金交付要綱	
	エ 政務活動費制度との一体化	
(4)	政務活動費に関する論点の検討	9
	論点1 政務活動費の対象範囲	9
	論点2 政務活動費の交付金額・交付方法	
	論点2-1 会派分交付金額	11
	論点2-2 1人会派の会派分交付金額	12
	論点2-3 議員分交付金額	13
	論点2-4 会派と議員の配分制度	13
	論点2-5 政務活動費の交付方法（交付頻度）	14
	論点3 透明性の確保に関する措置	15
(5)	政務活動費制度の適用時期	16
3	検討の結果	
(1)	政務活動費の対象範囲	17
(2)	政務活動費の交付金額・交付方法	18
(3)	透明性の確保に関する措置	19
(4)	政務活動費制度の適用時期	19
	資料1 政務活動費検討小委員会の概要・開催状況	
	資料2 政務活動費に関する地方自治法改正の概要	
	資料3 京都府の政務調査費制度の概要	
	資料4 京都府の会派運営費制度の概要	
	資料5 政務調査費に係る透明性の確保に関する措置の状況	

1 検討の経緯

(資料1参照)

現行の政務調査費の名称や交付目的の改正等を内容とする議員提案による修正がなされた「地方自治法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が平成24年8月29日に可決成立し、同年9月5日に公布された。この改正法により、議会の議員の調査研究に資するための経費として交付されていた政務調査費は、名称を政務活動費に、その交付目的を議会の議員の調査研究その他の活動に資するための経費に改められるとともに、新たに、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることや議長に使途の透明性の確保に関する努力義務を課すことが規定され、公布後6月以内において政令で定める日(平成25年3月1日予定)から施行されることとなった。

この改正法の制定を受け、京都府議会(以下「府議会」という。)においては、新たな政務活動費に関する条例の検討に当たり、改正法の施行通知(平成24年9月5日付け各都道府県知事、各都道府県議会議長あて総務大臣通知)において、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定める際には住民の理解が十分得られるよう配慮することが求められていることも踏まえ、平成24年11月14日、議会運営委員会に政務活動費検討小委員会(以下「小委員会」という。)を設置し、参考人として学識経験を有する者の出席を求め、その意見を聴取しながら、公開で協議を行うこととした。

小委員会は、11月14日に開催した第1回の会議において、植田喜裕委員を委員長に選出し、以降、改正法により創設された政務活動費制度の内容や趣旨を確認し、現行の府の政務調査費制度や会派運営費制度と新たな政務活動費制度の関係を見極めた上で、現行の政務調査費制度や会派運営費制度の趣旨、内容、運用状況を考慮しながら、新たな政務活動費条例の制定に向けた論点を抽出し、全国都道府県議会議長会(以下「全国議長会」という。)においてとりまとめられた「政務活動費の交付に関する条例(例)・規程(例)作成についての検討結果報告」も参考に検討を行い、計5回の会議を経て、報告をとりまとめたものである。

2 検討の内容

(1) 地方自治法改正により制度化された政務活動費制度の確認（資料2参照）

新たな政務活動費制度について、その内容、趣旨と府の現行の政務調査費制度や会派運営費制度との関係を確認する。

ア 改正の内容

現行の地方自治法第100条第14項について、「議会の議員の調査研究に資するため必要な経費」として交付されていた政務調査費が、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」として交付される政務活動費に改正されるとともに、条例で定める事項として、従来の交付の対象、額、交付の方法に、「政務活動費を充てることができる経費の範囲」が加えられた。

また、新たに第16項が追加され、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとするものとされた。

イ 改正の趣旨

今回の政務活動費に関する改正については、議員提案による修正であり、委員会審査における総務大臣及び修正案提出議員の答弁にその趣旨が述べられている。

委員会質疑においては、政務活動費への改正は、これまで条文上交付目的が調査研究に資するものに限定されていた政務調査費について、議員活動の活性化を図るため、「その他の活動」という文言を追加することにより、議会の議員としての活動である限り使途を拡大できるものとされ、従来、調査研究活動と認められていなかったものについても条例で対象とすることができるようになるとの答弁がなされている。

そして、政務活動費が調査研究以外の活動にも充てることができるようになることに伴い、その透明性の確保が従来にも増して重要になると考えられることから、現行の規定における議長に対する収入、支出の報告書の提出に加えて、政務活動費の使途の透明性の確保に努める義務を議長に課す規定を追加し、透明性をより一層確保するとの説明がなされている。

なお、今回の使途の拡大に関し、衆参両院の委員会において、政府に対し、「政務調査費制度の見直しについては、議員活動の活性化を図るためにこれを行うものであることを踏まえ、その運用につき国民の批判を招くことのないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、使途の透明性の向上が図られるよう、特段の配慮を行うこと」とする附帯決議がなされて

おり、これを受け、総務大臣による改正法施行通知において、「本改正の趣旨を踏まえ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定める際には住民の理解が十分得られるよう配慮するとともに、政務活動費の使途の適正性を確保するためにその透明性を高めるなどにより、適切に運用されたい」との技術的助言が示されている。

ウ 府の現行の政務調査費制度や会派運営費制度と新たな政務活動費制度との関係

府においては、現在、会派や議員の調査研究に資するための経費を交付する政務調査費制度と、会派の運営を円滑に進めるために必要な経費に対して補助金を交付する会派運営費制度を設け、会派や議員の活動を支援しており、新たな政務活動費に関する検討を行う上で、現行の二つの制度と新たな政務活動費制度との関係を確認しておく必要がある。

現行の府の政務調査費制度は、地方自治法に定める「議員の調査研究に資するため必要な経費」として、京都府政務調査費の交付に関する条例等に定める使途基準に基づき執行されているものであり、他方、会派運営費制度は、京都府会派運営費補助金交付要綱（平成20年京都府告示第125号。以下「補助金要綱」という。）に基づき、会派が府民の多様な意見、要望等を集約し、調整を図りながら意思形成をしていく上で重要な役割を果たすことに鑑み、会派としての意見集約のための議員団会議の開催に要する経費など、「会派の運営に関する経費」に対して補助金を交付しているものである。

したがって、両者はそれぞれ交付の目的を異にし、かつ、補助金要綱において政務調査費に該当する経費は除くことを明記し、その重複を認めないものとして、双方により会派の活動を公的に支援してきたものである。

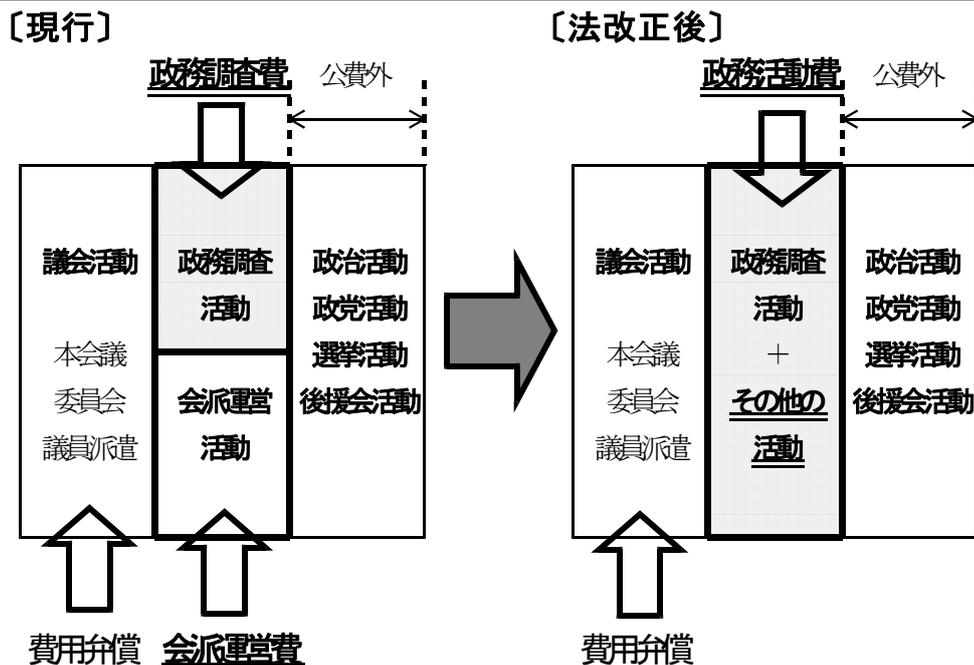
今回の政務活動費制度は、政務調査費の交付対象を「議員の調査研究に資するため必要な経費」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」に改正されたものであることから、当然に現行の政務調査費の対象を包含するものであるが、会派運営費制度の対象である「会派の運営に関する経費」についても新たな政務活動費の対象となるものかについて、確認が必要である。

この点について、前述の修正案に対する国会質疑においては、政務活動費への改正は、議員活動の活性化を図るため、「その他の活動」という文言を追加することにより、議会の議員としての活動である限り使途を拡大できるものとされ、従来、調査研究活動と認められていなかったものについても条例で対象とすることができるようになるとの趣旨説明がなされ、また、具体的な使途の拡大の例示として会派単位の会議に要する経費が答弁されている。さらに、政務活動費の対象とならない活動

に関する答弁では、本会議や委員会への出席などの費用弁償の対象となる活動と政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としての活動が挙げられているところである。

以上のことから考えると、現行の会派運営費制度の「会派の運営に関する経費」の対象となる活動についても、新たな政務活動費の「その他の活動」の範囲に包含され、現行の会派運営費制度は、政務調査費制度とともに、新たな政務活動費制度の対象となるものと言える。

◆ **政務調査費・会派運営費と政務活動費との関係〔イメージ〕**



(2) 現行の府の政務調査費制度の確認

(資料3参照)

新たな政務活動費制度の検討に際して考慮の必要がある政務調査費の対象範囲や使途の透明性の確保に関する措置等を中心に、現行の府の政務調査費制度を確認する。

ア 政務調査費制度創設の趣旨

現行の政務調査費に係る地方自治法改正は、平成13年4月1日に施行されたものであるが、その趣旨について、議員提案を行った衆議院地方行政委員長の起草案では、「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて、情報公開を促進する観点から、その使途の透

明性を確保することが重要」であって、「地方公共団体は、条例により、地方議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派または議員に対し、政務調査費を交付できるものとする」とともに、政務調査費の交付を受けた会派または議員は、その収支状況を議長に報告する」と述べられているところである。

イ 府における政務調査費制度の制定・改正の経過

府議会における政務調査費の条例化に当たっては、法改正の趣旨の一つである透明性の確保を図るための検討が積極的に行われた結果、当時としては全国的に先駆けた措置として、事務所費、事務費、人件費を除き1件につき5万円以上の支出について、領収書の写し又は支払証明書の写しの添付を義務付けることとなった。

しかし、制度化当時から、①調査研究に対する定義・概念の規定がない、②議員立法であることから、内閣提出法案のような想定質疑がない、③法案審議においても具体的議論がない、といった指摘もあり、全国各地においてその使途や透明性をめぐる問題が生じるようになった。

そうした状況もあり、府議会においては、平成19年7月に議会運営委員会に設置した「府民に分かりやすい議会のあり方検討分科会」において、政務調査費の見直しを集中的に検討することとなり、収支報告書等の取扱いについて、①領収書等の添付を要する支出の範囲の拡大、②政務調査の活動報告書の提出の付加、③保存及び閲覧範囲の拡大を内容とする条例改正案をとりまとめ、府民により開かれた府議会の実現のため、積極的に透明性の向上を図る趣旨の下、平成19年12月定例会で議員提案による改正を行ったところである。

また、条例改正に併せ、政務調査費の交付に関する規程についても、今回の小委員会の参考人である学識経験者にも参画いただいた「京都府議会における公的負担のあり方検討会」において、政務調査費制度の運用に関する議論を行い、全国議長会報告の「自治体議会議員の新たな位置づけ」に示された議員の職務の内容を参考とした政務調査活動の定義を設けるとともに、収支報告書の添付書類である領収書その他の証拠書類や活動報告書の対象となる調査研究活動の取扱いに関する改正を行い、平成20年4月以降に交付される政務調査費から適用している。

さらに、前述の検討会の議論を基に、適正な政務調査費の支出を担保する政務調査費の使途基準を定めるとともに、政務調査費の交付、支出、報告等に対する手続上の留意事項を整理する「政務調査費の運用マニュアル」を平成20年4月に定め、府の政務調査費制度を運用している。

以上のように、府議会においては、政務調査費の制度化当時から、政務調査費の透明性の向上や説明責任の担保に向けた取組を行ってきたところである。

(3) 現行の府の会派運営費制度の確認

(資料4参照)

新たな政務活動費制度に現行の会派運営費制度が概念上包含されることから、政務活動費の対象範囲や交付額の検討に際し、現行の会派運営費制度の内容を考慮する必要性を判断するため、原点に立ち返り、会派運営費補助金を交付してきた会派の意義や補助金としての妥当性等を中心に、府の会派運営費制度を確認する。

ア 会派の意義

地方議会の会派については、地方自治法の政務調査費に関する規定中に「会派」という文言が見受けられ、その存在は認められているものの、法令上、明確に定義や意義は規定されていない。

しかし、全国議長会の都道府県議会制度研究会の報告(平成17年3月18日)によれば、会派は、全ての都道府県議会で結成され、当該議会内における表決等において原則として同一の意思表示を行うほか、基本的な政策を同じくし、議会運営上で統一的な行動をとる集団とされ、多数の住民と多様な意見を代表し、利害を調整しながら意見を集約する過程において、会派は必要不可欠であり、住民意思に基づく議会の意思形成に合理的役割を担っているとされている。

また、判例においても、「地方議会においては、政治的な思想・信条等を同じくする議員が議会内で統一的な行動をとるため会派を結成し、会派を通じて市政に関する各種案件の立案、検討やそのための調査研究、意見交換などの議会活動等を行っているのが通例であり、このような会派を結成し、会派を通じてその議会活動等を行うことは、議会制民主主義の下において、適切かつ有意義なものであって、地方議会における会派は、議会運営を円滑にし、議会の活動能力を高める機能を果たしている」とされている(東京地判平成8年7月9日)。

府議会においても、これまで幾度の変遷をたどりながらも、常に、会派が存在し、議会が住民代表機能を果たす上で重要な役割を担うとともに、議会運営の円滑化や議会の活動能力の向上に寄与しており、複雑かつ多様化する今日の地方行政において、府議会が政策提案機能や監視機能を十分に発揮していくためには、会派活動の更なる充実が求められるところであり、京都府議会基本条例においても会派の役割を位置づけている。

イ 会派の運営に関する補助の必要性

府においては、平成13年4月施行の政務調査費条例の制度化を議論する中で、会派の基礎的運営経費に対する支援のあり方についても併せて

検討したところである。

一般的に、地方議会における会派は、会派内での協議や地方行政に関する要望・陳情の来客の対応などの必要から議会棟内に控室を設け、案内・接遇・連絡調整等の用務に従事する職員が配置されているのが通例で、会派事務職員経費、事務用品購入費、複写料金、電話代などの基礎的運営経費を要するところであり、府議会においても同様である。この基礎的運営経費について、他府県では府県が雇用する職員を会派控室に配置したり、事務用品を提供するなどして、それら経費の相当部分を実質的に直接負担しているところが少なくないが、京都府では、そうした職員配置や物品供与は行わない代わりに、会派運営に要する費用を地方自治法に基づく補助金として交付することとなった。

この検討においては、政務調査費を制度化する条例の中に、会派の基礎的運営経費に対する支援の規定を設ける方法も考えられたが、政務調査費が地方自治法上「その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費」とされており、会派の基礎的運営経費とは目的や内容を異にしていることから、政務調査費とは異なる制度であることを明確にし、手続や内容の透明化を図るのが相当との考えから、地方自治法第232条の2に基づく補助金として要綱を定めることとなり、平成13年3月30日、京都府議会会派運営費交付要綱が定められ、会派の円滑な運営に係る経費について補助金が交付されることとなったものである。

ウ 現在の京都府議会会派運営費補助金交付要綱

その後も、府は、会派運営費補助金を交付してきたところであったが、議会・議員に対する公的負担の費用が府民の税金により賄われており、ときどきの社会・経済情勢や府民の意識などを踏まえ、時代にあった公的負担の全般的な見直しが求められるところであるとの認識から、平成19年12月20日に「京都府議会における公的負担のあり方検討会」を府議会に設置し、会派運営費補助金制度についても検討を行うこととなった。

検討会では、補助金の交付という形態が、会派への公的支援の方法として他の都道府県にはない手法であることを念頭に入れながら、会派に対する公的支援の必要性、支援方法の検証、支援のあり方について議論がなされた。

まず、会派に対する公的支援の必要性については、地方分権推進の下、議会の役割・機能の充実・強化が求められる状況の中で、会派活動は、地方公共団体の意思決定を担う議会制民主主義において重要な役割を有するだけでなく、広範かつ複雑な行政課題に対処するための政策立案機能を担い、地方分権により権限が拡大された執行機関に対する監視機能を果たすために必要不可欠なものであり、その活動を保障する財政的基盤の確立が求められ、調査研究に資するための必要な経費に限定される

政務調査費に加えて、会派運営上必要な経費についての公的負担が必要であることが確認された。

次に、支援方法については、府議会で採用されている補助金方式と他の都道府県が採用する直接支援方式について、①会派活動の自主性・自律性の確保、②透明性の向上と府民に対する説明責任の確保の観点から検証がなされ、議事機関としての議会と執行機関としての長が、独立して対等な立場で相互に牽制し、均衡と調和の関係（チェック・アンド・バランス）であることが求められる二代表制の下では、府の指揮命令が及ぶ職員を配置する直接支援方式より、職員を雇用する経費を補助金として会派に交付する補助金方式の方が望ましく、また、透明性や説明責任の観点からも、要綱に補助対象範囲や補助額の算定方法が規定され、実績報告書によりその内容も確認でき、要綱の範囲内において、会派が自律的に、実態に即した有効な活用が可能となる補助金制度を維持することが適当であることが確認された。

その上で、会派に対する公的支援の方法として補助金方式を採用する際には、議会制民主主義における会派機能の尊重と公金による会派支援に関する透明性の向上や説明責任の確保の視点をもとに、補助対象の範囲・程度や補助金交付に関する手続が検討され、①時代にあった内容への移行、②透明性の確保や説明責任の充実を図るための手続の整備により、時代にあった府民に分かりやすい公的負担としての会派運営費制度の確立を目指すべきであるとの報告がまとめられ、最終的に、従来の補助金総額を3割程度縮減し、少数会派の活動に配慮した補助金の算定方法や補助対象経費の項目・内容の見直しとともに、透明性の確保や説明責任の充実に向けた措置を講じた補助金制度の見直しがなされ、平成20年4月1日から現行の京都府議会会派運営費補助金交付要綱が施行されたところである。

エ 政務活動費制度との一体化

現行要綱に基づく平成20年度から平成23年度の各会派の補助金の執行状況をみると、少数会派の方が議員1人当たりの支出額では多くなっているが、これは、会派事務職員の人件費など、会派構成議員数に比例しない基礎的運営経費を考慮し、補助金額の算出において少数会派への配慮を定める要綱の趣旨に合致しているところであり、会派の合計執行額でみると、議員1人当たりの執行額が4万円台の後半から5万円程度で、その7割以上を人件費が占めていることから、会派の円滑な運営上、有意義な補助金であり、かつ、必要不可欠な状況となっている。

したがって、現行の会派運営費補助金制度については、新たな政務活動費制度に包含されるものであるが、会派の意義、補助金としての必要性、執行状況からその果たしてきた役割は十分認められるところであり、

政務活動費制度の検討に当たっては、現状の会派運営費制度における補助の内容を併せて議論することが求められる。

(4) 政務活動費に関する論点の検討

新たな政務活動費制度の内容や趣旨、現行の府の政務調査費制度や会派運営費制度と新たな政務活動費制度の関係、現行の政務調査費制度や会派運営費制度の趣旨、内容、運用状況の確認をもとに、今回の政務活動費制度に関する地方自治法改正において条例で定めることとされた事項を中心に、論点を抽出し、検討した内容は次のとおりである。

なお、会議においては、論点ごとに各委員の意見を表明し、委員の意見も踏まえて参考人から意見が述べられ、更なる協議が必要な論点については、再度委員間で協議の上、参考人の確認を得るという流れで進めたものである。

論点1 政務活動費の対象範囲

ア 論点の内容

政務活動費を充てることができる経費の範囲については、対象となる活動及び経費の内容について、全国議長会が示した政務活動費の交付に関する条例（例）（以下「参考条例」という。）の内容と現在の政務調査費制度で府が独自に定めている政務調査活動の定義を比較し、かつ、会派運営費における補助対象を考慮しながら検討を行った。

○参考条例（全国議長会）

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等（都道府）県政の課題及び（都道府）県民の意思を把握し、（都道府）県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあっては別表第1に、議員にあっては別表第2に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。（別表省略）

○京都府政務調査費の交付に関する規程

（政務調査活動）

第2条 政務調査活動（条例第2条の規定により交付した政務調査費をもって経費に充当することができる調査研究に係る活動をいう。）とは、次に掲げる活動をいう。

- (1) 府の政策形成にかかわる調査、企画、立案に関する活動
- (2) 府の政策形成に必要な情報収集、意向調査、府民との意見交換等の活動

- (3) 府の政策形成に関する調査研究の推進に資するための議案調査、事務調査等の活動
- (4) 府の事務執行の過程における効率性等の観点からの監視、是正、提案等に関する活動
- (5) 府の事務執行の結果に対する目的達成度等の観点からの評価、提案等に関する活動
- (6) 前各号に掲げるもののほか、府の事務又は府政に関し、京都府議会議員（以下「議員」という。）が行う活動であつて、京都府議会議長（以下「議長」という。）が必要と認めるもの

イ 委員の意見

○ 対象となる活動について

参考条例の表現を基本とするより、現行の府の政務調査活動の定義で定める活動の表現をもとに、参考条例で示された例示の内容を付加していく形で表現する方が府民にもわかりやすく適当である。

特に、今回の参考条例で例示として加えられた広聴、要請陳情、住民相談については議員の活動が明確化されたものであり、規定しておくべきである。

また、従来の政務調査費制度と何ら変わらないが、費用弁償や政治活動など充当することができない経費についても、条例上しっかりと明示しておくことが府民にわかりやすい。

○ 経費の内容について

経費の内容については、参考条例で示された表現が適当であるが、広聴広報費の内容に定める広聴広報活動の例示から削除された議会活動については、会派・議員による広報内容の中心であり、規定しておくべきである。

ウ 参考人の意見

○ 対象となる活動について

府の従来の制度である政務調査費に関する活動と会派運営費に関する活動を区分して列挙する表現がわかりやすく適当ではないか。

また、今回の改正の背景には、政策集団としての会派のあり方、会派の確立の必要性も考えられるため、会派のあり方を表現できればと

も思うが、とりわけ会派の活動のなかで、住民との関係が深い広聴や住民相談については、盛り込んでいく必要がある。

○ 経費の内容について

委員の意見に異議なし。

エ 検討のまとめ

○ 対象となる活動について

現行の府の政務調査活動の定義で定める活動の表現をもとに、今回の参考条例で例示として加えられた広聴、要請陳情、住民相談や従来の府の会派運営費に関する活動を付加し、従来どおり、活動を列挙して規定すべきである。

また、充当できない経費についても条例上明記すべきである。

○ 経費の内容について

参考条例で示された表現に、広聴広報活動の例示として議会活動を加えるとともに、府では会派と議員の双方に交付することから、会派の対象経費の表現のうち、所属議員の活動支援に関する部分を削除するのが適当である。

論点 2-1 政務活動費の会派分交付金額

ア 論点の内容

政務活動費の会派分交付金額については、府の現行の政務調査費制度と会派運営費制度を一体化することになることから、それぞれの交付金額や執行状況を考慮しながら検討を行った。

イ 委員の意見

政務調査費と会派運営費が政務活動費に一体化されることになることから、従来どおり会派活動をしっかりと行っていくためには、現行の政務調査費の会派分交付額からの増額が必要不可欠である。

なお、具体的な金額については、会派運営費の全体の執行状況を踏まえ、府の財政状況を考えれば、現行の会派運営費の補助額より低く抑えるべきとの考え方と、府民の代表である議員により構成する会派がその

活動を今後も維持していく上では現行の会派運営費の補助額が必要であるとの考え方が示された。

ウ 参考人の意見

今回の政務活動費については、従来の政務調査費と会派運営費が一体化されるもので、充実した会派活動を行っていくためには、府民への説明を行うことをもって、増額となることについては理解できる。

具体的な増額の金額については、正直なところ妥当な額がいくらであるかを示すことは難しいところであるが、政務活動を活性化しながらも、財政的には現行の会派運営費補助額との合計額からは減額となるのが時代の流れに合うとする意見と、現行の会派運営費補助額から減額を行うより、議会による行政の監視機能を充実し、行政の無駄遣いを削減する方が財政削減効果が大きいのではないかとする意見が述べられた。

エ 検討のまとめ

委員の意見や参考人の意見をもとに検討を加え、政務調査費と会派運営費を一体化し、会派活動を充実して行っていくための会派分交付金額の増額が必要である。

増額する金額については、現在の経済状況等を鑑み、議会においても一定の努力が求められることから、府民に理解をいただく上でも、月額で、現状の会派運営費の1人当たり補助金額6万3720円（平成23年度実績）を減額した4万円の増額が妥当である。

論点2-2 1人会派の政務活動費の会派分交付金額

ア 論点の内容

所属議員が1人の会派については、現行の府の政務調査費制度では、会派所属議員1人当たりで同額の金額を交付することとなっているが、会派運営費制度では、補助金の交付対象となっていない。

今回の政務活動費制度の検討において、会派運営費制度との一体化により会派分交付金額を増額する場合に、会派運営費の補助対象とされていない1人会派の政務活動費の交付金額を同様の取扱いとするか否かについて検討を行った。

イ 委員の意見

1人会派については、会派内の意見集約に伴う活動はないなどの理由

から現在の会派運営費制度では交付対象とされておらず、政務調査費と会派運営費を一体化することをもって会派分交付金額を増額するとの見直しの考え方には当てはまらないため、現行どおりでよいとする考え方が示された。なお、少数意見として、1人会派についても差違を設けるべきではないとの考えの表明もなされた。

ウ 参考人の意見

1人会派に対して増額する理由はない。

エ 検討のまとめ

今回の会派分交付金額の増額理由が1人会派には当てはまらず、従来どおりとする。

論点2-3 政務活動費の議員分交付金額

ア 論点の内容

交付金額については条例事項であるため、議員分の交付金額について検討を行った。

イ 委員の意見

議員活動の活性化を図るためとの改正の趣旨ではあるが、現在の経済状況から、現行交付額のとおりとする。

ウ 参考人の意見

特に意見はない。

エ 検討のまとめ

現行交付額のとおりとする。

論点2-4 政務活動費の会派と議員の配分制度

ア 論点の内容

現行の政務調査費制度において、条例上、会派交付額、議員交付額を

固定して定めるのではなく、会派所属議員1人当たりの交付総額を定め、会派において、その交付総額を会派支給額と議員支給額に区分する方法を採用する府県があり、同様の方法の採否について検討を行った。

イ 委員の意見

会派の政務活動の実態は、各会派によって異なることから、会派において会派分交付額と議員分交付額の配分を定める方式を採用することが望まれる。

ウ 参考人の意見

議会・議員活動が、住民福祉の向上を目指し、最も効率よく、より積極的に行われるよう、決められた予算の枠の中で目的のために最大限使われることが望ましく、各会派の活動がより弾力的となるように会派で配分額を決定される方法でよい。

なお、従来 of 制度を変える理由を明確にし、交付手続の明確化や報告内容の充実など府民に納得いただく措置が求められるのではないかとの意見が付された。

エ 検討のまとめ

参考人の意見をもとに検討を加え、会派・議員の配分額に関する届出内容を公示するとともに、会派による収支報告書の提出時に会派活動情報を付加するなどの手続を加え、これらの情報をホームページにより公開するなどの透明性の確保に関する措置を実施することを前提として、会派と議員の配分制度を採用する。

論点2-5 政務活動費の交付方法(交付頻度)

ア 論点の内容

府の現行の政務調査費の交付については、毎月交付しているものがあるが、四半期や半年分をまとめて交付する府県も多く、交付の方法(頻度)について検討を行った。

イ 委員の意見

府議会の定例会が年4回で、四半期が政務活動の一つの単位であることや一定金額をまとめて交付されると政務活動が行いやすいこと、会

派運営費が四半期交付とされていたこと、また、交付事務も省力化され、特にデメリットも考えられないことから、四半期交付が適当である。

ウ 参考人の意見

委員の意見に異議なし。

エ 検討のまとめ

政務活動を活性化し、交付事務も省力化されることから四半期交付とする。

論点3 透明性の確保に関する措置

ア 論点の内容

(資料5参照)

今回の政務活動費制度の法改正において、政務活動費の使途の透明性の確保に関する議長の努力義務が規定されたことに伴い、現行の政務調査費収支報告書の添付書類の状況やホームページによる公開の実態などを踏まえて、添付書類の追加の必要性やホームページにおける公開情報など、透明性の確保に関する考え方について検討を行った。

イ 委員の意見

○ 収支報告書の添付書類について

現行の府の添付書類については、参考人にも参画いただき、府民が求める情報の観点から検討されたもので、府外での調査活動、調査研究委託、会場使用料を伴う会議の場合に、目的・内容・結果と所要経費を併せて記載する活動報告書の提出を求めており、現時点でもその内容で十分であるものとする。

しかしながら、時代にあった透明性の確保に関する措置は常に検討していく必要がある。

○ ホームページにおける公開情報について

他府県で行われているホームページによる公開情報を参考にしながら、関係規程をはじめ、可能なものについて掲載することが求められる。

ただし、議会図書館で閲覧に供している現状の膨大な提出資料の全

てをホームページに掲載することは、かえってわかりにくいホームページとなるため、府民の視点で必要な情報を掲載する取扱いが望ましい。

ウ 参考人の意見

○ 収支報告書の添付書類について

現行の府の添付書類については、以前の検討会でいろいろと議論をし、その内容をもとに定められたものであり、他府県と比べても進んでいると思われ、更に増やす必要はないものとするが、府民からすれば、政務活動の概要が分かるような書類があれば、より望ましいのではないか。

○ ホームページにおける公開情報について

提出資料の全てをホームページに掲載することについては、その事務量に対する効果が得られるとは考えられず、また、詳細について調べたい場合には議会図書館での閲覧という方法が確保されていることから、政務活動費の執行やその活動の概要が分かる程度でよいのではないか。

エ 検討のまとめ

○ 収支報告書への添付書類について

現行の添付書類について、新たに加える必要はないが、他府県の状況を見ながら、時代にあった措置を検討していくことが必要である。

○ ホームページにおける公開情報について

他府県の掲載情報を参考とし、府民にわかりやすく、政務活動費制度の概要、政務活動費の執行やその活動の概要を明らかにしていくことが適当である。

(5) 政務活動費制度の適用時期

新たな政務活動費制度の適用時期については、改正法が平成25年3月1日施行の予定とされているところであるが、今回の政務活動費の改正が従来の対象を狭めるものではなく、平成24年度において、3月分につい

てのみ新たな制度を適用するとなると、手続や事務が煩雑になることから、全国議長会において経過措置が検討され、既に交付したあるいは交付決定した政務調査費については、従前の例によることができ、新たな制度を新年度から適用できる旨の参考条例が示されているところである。

府の政務活動費制度についても、同様の理由によりこの経過措置を適用することを確認し、参考人からも無用の事務を増やす必要はないものとの意見を得たところである。

3 検討の結果

小委員会の議論を通じてとりまとめた検討の結果は、次のとおりである。

(1) 政務活動費の対象範囲

○ 政務活動費を充てることができる活動

会派又は議員が実施する次に掲げる活動とする。

- (1) 府の政策形成に関わる調査研究、企画、立案等に関する活動
- (2) 府の政策形成に必要な意向調査、府民との意見交換、住民相談等の広聴に関する活動
- (3) 議案や府の事務に関する議会の審議に向けた調査等の活動
- (4) 会派の所属議員の意見集約等の会派としての意思形成に関する活動
- (5) 府の政策実現のための関係機関に対する要請、陳情等の活動
- (6) 府の事務執行の過程における効率性等の観点からの監視、提案等に関する活動
- (7) 府の事務執行の結果に対する目的達成度等の観点からの評価、提案等に関する活動
- (8) 議会、会派及び議員の活動並びに府政に関する政策等の広報に関する活動
- (9) (1)から(8)までのほか、府政の課題及び府民の意思を把握し、府政に反映させる活動その他の府民福祉の増進を図るために必要な活動であつて、京都府議会議長が必要と認めるもの

○ 政務活動費を充てることができる経費の項目と内容

- ①調査研究費 ②研修費 ③広聴広報費 ④要請陳情等活動費
⑤会議費 ⑥資料作成費 ⑦資料購入費 ⑧事務所費(議員分のみ)
⑨事務費 ⑩人件費 の10項目について、別紙に定める内容とする。

○ 政務活動費を充てることができない経費

現行の政務調査費において、解釈上充てることができないとされている、費用弁償の対象となる経費並びに政治活動（政治資金規正法に基づく政治活動に限る。）、政党活動、選挙活動、後援会活動及び私人としての活動に要する経費について、その旨を条例に明記する。

○ 現行の京都府会派運営費補助金の取扱い

現行の会派運営費補助金制度については、新たな政務活動費制度に包含されることから、廃止されるべきものである。

ただし、現行の会派運営費補助金が府民の多様な意見、要望等を集約し、調整を図りながら、意思形成をしていく上で、会派が重要な役割を果たすことに鑑み交付されていたものであり、会派の意義、補助金としての必要性、執行状況からその果たしてきた意義は十分認められることを確認し、政務活動費制度の検討に当たっては、その点を考慮した。

(2) 政務活動費の交付金額・交付方法

○ 政務活動費の交付金額

現行の会派運営費補助金が政務活動費に包含され、一体化されることに伴い、次のとおりとする。

【金額：月額】

- | | |
|-------------------|--|
| ① 会派所属議員 2 人以上の会派 | 所属議員 1 人当たり総額 5 4 万円
(現行政務調査費：5 0 万円) |
| ② 会派所属議員 1 人の会派 | 所属議員 1 人当たり総額 5 0 万円
(現行政務調査費：5 0 万円) |
| ③ 無所属の議員 | 議員 1 人当たり 4 0 万円
(現行政務調査費：4 0 万円) |

(参考：平成 2 3 年度会派運営費補助金 議員 1 人当たり 6 3, 7 2 0 円)

○ 政務活動費の会派と議員の配分額（上記①、②の場合）

各会派の政務活動実態の差異を考慮し、効果的な政務活動を保障するため、会派において、所属議員 1 人当たり交付総額を会派交付額と議員交付額に一律に配分することとする。

○ 政務活動費の交付方法（交付頻度）

政務活動を活性化し、交付事務も省力化されることから、四半期交付とする。（現行政務調査費：毎月交付）

（３） 透明性の確保に関する措置

○ ホームページにおける情報の公開について

他府県の掲載情報を参考とし、府民にわかりやすく、政務活動費制度の概要、政務活動費の執行やその活動の概要を明らかにしていくことが適当である。

○ その他の措置について

現行の府の政務調査費に関する収支報告の取扱いについては、他府県と比べて遅れているものではないが、他府県の状況を踏まえ、時代にあった措置を検討していくことが必要である。

（４） 政務活動費制度の適用時期

政務活動費に関する改正法の施行が予定される平成25年3月分から新たな制度を適用することは、手続や事務が煩雑になることから、経過措置を設け、平成25年度から適用することが適当である。

(別紙) 政務活動費を充てることができる経費の項目と内容

1 議員交付分

経 費	内 容
調 査 研 究 費	会派が行う府の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	会派が行う議会活動、府政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

2 会派交付分

経 費	内 容
調 査 研 究 費	議員が行う府の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	議員が行う議会活動、府政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資 料 作 成 費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

資 料

資料 1 政務活動費検討小委員会の概要・開催状況

資料 2 政務活動費に関する地方自治法改正の概要

資料 3 京都府の政務調査費制度の概要

資料 4 京都府の会派運営費制度の概要

資料 5 政務調査費に係る透明性の確保に関する措置の状況

政務活動費検討小委員会の概要・開催状況

1 小委員会の概要

(1) 設 置 平成24年11月14日

(2) 構 成 植 田 喜 裕 委員長 (自民)
村 田 正 治 委 員 (自民)
上 村 崇 委 員 (民主)
加味根 史 朗 委 員 (共産)
村 井 弘 委 員 (公明)

(参考人) 川 端 伸 也 氏 (弁護士)

西 田 憲 司 氏 (公認会計士)

今 川 晃 氏 (同志社大学政策学部長)

※ 参考人として学識経験を有する者の出席を求め、意見を聴取

(3) 検討事項 地方自治法改正により制度化された政務活動費に関する事項

2 小委員会開催状況

第 1 回 平成24年11月14日

- 委員長の選任

第 2 回 平成24年11月28日〔参考人出席〕

- 創設された政務活動費制度の確認
- 現行の府の政務調査費制度・会派運営費制度の確認
- 政務活動費に関する論点の抽出

第 3 回 平成24年11月30日〔参考人出席〕

- 政務活動費に関する論点の協議 (1)

第 4 回 平成24年12月 7日〔参考人出席〕

- 政務活動費に関する論点の協議 (2)

第 5 回 平成24年12月17日

- 小委員会報告書を確認

京都府の政務調査費制度の概要

(平成20年4月1日改正施行)

区 分	会派の政務調査費	議員の政務調査費
根 拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第100条第14項及び第15項 ・ 京都府政務調査費の交付に関する条例 ・ 京都府政務調査費の交付に関する規程 	
使 途 基 準	<p>府の事務及び地方行財政に関する調査研究に資するため必要な経費（調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務所費（議員分）、事務費、人件費）の一部を交付する。 （具体の用途は、「用途基準の考え方」としてとりまとめ）</p>	
交 付 対 象	会派（1人会派を含む）	議 員
交 付 金 額	月額10万円×会派所属議員数 ×12ヶ月	月額40万円×12ヶ月
交 付 方 法	<p>① 会派は議長に対し会派結成届を提出し、議長は知事に通知 ② 知事は交付を決定、会派及び議員に通知 ③ 毎月初日に交付（会派及び議員個人の口座へ）</p> <p>① 議長は知事に議員名（交付対象）を通知</p>	
収 支 報 告	<p>会派の代表者及び議員は、支出についての領収書その他の証拠書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）及び政務調査の主な活動を記載した活動報告書を添付して、収支報告書を議長に提出しなければならない。 （条例第10条）</p>	
議長の調査	<p>議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。 （条例第11条）</p>	
残余額の返還	<p>会派及び議員は政務調査費に残余がある（支出額が交付額を下回る）場合は、返還しなければならない。（条例第12条）</p>	
収支報告書等の閲覧	<p>何人も、収支報告書、領収書等の写し及び活動報告書を閲覧することができる。（条例第13条・規程第10条）</p> <p>【収支報告書の提出期限の翌日から起算して60日目から開始】</p>	
証拠書類等の保存	<p>会派の政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を作成、証拠書類等を整理保管し、5年間保存しなければならない。（規程第9条）</p>	

京 都 府 の 会 派 運 営 費 制 度 の 概 要

(平成20年4月1日施行)

根 拠	・京都府議会会派運営費補助金交付要綱（平成20年京都府告示第125号）		
趣 旨 (第1条)	京都府議会において、府政に関する府民の多様な意見、要望等を集約し、調整を図りながら、意思形成をしていく上で、会派が重要な役割を果たすことにかんがみ、会派の事務の執行に要する経費その他の会派の運営を円滑に進めるために必要な経費に対し補助金を交付するもの		
交 付 対 象 (第2条)	会派（所属議員2人以上のものに限る。）		
対 象 経 費 及 び 補 助 金 額 (第4条)	人件費	常勤職員雇用経費 臨時職員雇用経費	上限：月10万円×補助対象職員数 （補助対象職員数は所属議員数に応じて設定）（他経費への流用不可）
	事務費	備品等購入費・リース料 事務用品費、消耗品費 通信・運搬等経費	上限：月5万円×会派所属議員数 （人件費への流用可能）
	行催事 参加費	主催・共催行催事参加経費 会派代表参加経費 会派間調整会議参加経費	
	会議費	議員団会議、研修会等の会 議経費	
交 付 方 法 (第5条、 第6条)	① 会派代表者は知事に交付申請 ② 知事は交付申請をもとに交付決定 ③ 四半期ごとに補助金の概算交付		
報 告 (第7条、 第8条)	① 状況報告書の提出 四半期ごとの収支状況を知事に報告 （添付書類：領収書写し、支払証明書、預金口座通帳写し） ② 実績報告書の提出 年度における収支状況を知事に報告		
残 余 額 の 返 還	会派は会派運営費に残余がある（支出額が交付額を下回る）場合は、返還しなければならない。		
報 告 書 等 の 閲 覧 (第9条)	状況報告書、実績報告書及び証拠書類の閲覧が可能		
証 拠 書 類 等 の 保 存 (第12条)	会派の会派運営費経理責任者は、会派運営費の支出について、会計帳簿を作成、証拠書類等を整理保管し、5年間保存		
議 長 の 調 査 (第15条)	議長は、会派運営費の適正な運用を期するため、状況報告書及び実績報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を実施		

政務調査費に係る透明性の確保 に関する措置の状況

1 政務調査費収支報告書の添付書類に関する状況

(1) 領収書その他の支出を証する書類

- | | | |
|---|---------------------------------------|---------------|
| ① | すべての支出 | 4 1 府県（京都府ほか） |
| ② | 1 件 1 万円以上の支出 | 3 府県 |
| ③ | 1 件 3 万円以上の支出 | 1 府県 |
| ④ | 1 件 5 万円以上の支出
（事務所費、事務費、人件費を除く） | 1 府県 |
| ⑤ | その他
（自主的な調査研究活動に支障を及ぼすおそれがあれば提出不要） | 1 府県 |

(2) 調査研究活動に関する報告書類

- | | | |
|---|-------------|-------------|
| ① | 総括的（報告者が判断） | 1 1 府県 |
| ② | 特定の調査研究活動 | 5 府県（京都府ほか） |

(3) 会計帳簿 3 府県

(4) その他の書類（京都府の場合）

項 目	使 途	収支報告書に添付し提出するもの
調査研究費	海外・府外調査	行程表、経費内訳
研 修 費	講演会・研修会参加	案内資料、会議（研修）次第
会 議 費	会議の開催	会議案内
広 報 費	作成業務委託	成果品
	印刷業務委託	印刷物

2 政務調査費に係る情報についてのインターネット公開状況

(1) 政務調査費の規程等の公開（例規集による公開を除く）

- | | | | |
|---------|--------|---------|------|
| ① 条例、規程 | 1 1 府県 | ② マニュアル | 6 府県 |
|---------|--------|---------|------|

(2) 政務調査費の執行状況の公開 3 府県

(3) 政務調査費収支報告書の公開 3 府県